

料理教室 会員規約

第1条 定義

本規約は「Buzz Cooking Studio」として株式会社J-PROach(〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内5丁目137)並びに株式会社J-PROachとフランチャイズ契約を締結した個人及び法人が運営するBuzz Cooking Studio及びそれに派生する運営媒体に適用する。

第2条 目的

Buzz Cooking Studioは料理を通じて会員の健康維持増進、調理技能の向上、会員相互の親睦を測ることを目的とする。

第3条 会員制度

Buzz Cooking Studioの会員の種類、利用条件、及び特典などは別に定める。但し、必要に応じて新規に会員の種類を設定、または廃止することができる。

第4条 入会

1. Buzz Cooking Studioへ入会を希望する者は本規約に了承のうえ、所定の手続きを行い、Buzz Cooking Studioの承諾を得たうえで、所定の費用をBuzz Cooking Studioに支払うことにより会員としての資格を取得する。但し、キャンペーン等で所定の費用を必要としない場合や手続きの便宜上所定の費用の支払日が遅延する場合はこの限りではない。

2. 前項に定める入会を希望する者が未成年者の場合には、本人と保護者が連名で入会手続きを行う。この場合、保護者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第17条に定める危険負担とBuzz Cooking Studioの免責について同意するものとする。

第5条 入会資格

Buzz Cooking Studioは会員が自己もしくは保護者の管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本規約を順守し誠実に行動することを入会の条件とする。なお、以下のいずれかに該当する者はBuzz Cooking Studioの会員になることはできない。

- (1)規約およびBuzz Cooking Studioの諸規則を遵守できない者
- (2)本申込を行う者が本人と相違ないことを確認できない者
- (3)刺青をしている者
- (4)暴力団または反社会勢力などに関係している者
- (5)アレルギー反応が重篤であると医師などにより診断を受けている者
- (6)伝染病など伝染または感染する恐れのある疾病を有する者
- (7)利用者に対し著しく不安や不快を与えるとBuzz Cooking Studioが判断した者
- (8)その他、正常な施設利用ができないとBuzz Cooking Studioが判断した者
- (9)会員資格喪失の履歴がある者。(但し、諸費用未納退会者が未納全額を支払った場合を除く。)
- (10)Buzz Cooking Studioが定める保険への加入を拒否した者
- (11)過去に本規約第9条に該当する行為を行った者
- (12)その他Buzz Cooking Studioが会員として不相当であると判断した者

第6条 諸費用の支払い及び改定

1. 会員はBuzz Cooking Studioが定める諸費用を所定の方法で支払う。諸費用の種類、金額、支払期限及び支払方法等はBuzz Cooking Studioが定めるものとする。

2. 諸費用は第8条に基づく休会・退会の届出または第9条に該当する事項が無い限り、利用の有無にかかわらず支払わなければならない。

3. 会員は諸費用の支払いを怠ったときには速やかにその支払いを行うものとし、諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納した場合にはBuzz Cooking Studioは会員資格を停止または除名することができる。ただし、会員は会員資格の停止または除名を受けたとしても、滞納期間分の諸費用を支払わなければならない。

4. Buzz Cooking Studioは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、物価上昇・仕入値高騰・社会情勢・経済状況の変動等を考慮して改定することができる。

5. 前項の改定を行う場合には、Buzz Cooking Studioは改定日の1か月前までにBuzz Cooking Studio施設内への公示やHPへの掲載、文書による通知、LINE等のSNSによる通知などにより改定の告知を行う。

第7条 変更事項の届け出

1. 会員は住所、連絡先、その他入会申込書記載内容に変更が生じた場合、速やかにBuzz Cooking Studioへ届け出なければならない。
2. Buzz Cooking Studioは会員への通知が必要な場合、会員から届け出のあった最新の住所またはLINE等のSNS、会員が登録する電話番号等に通知を行う。

第8条 授業の欠席振替・休会・退会

1. 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、授業を欠席しなければならない。
 - (1)体調不良又は体調不良の恐れがあるとき
 - (2)医師などにより料理・調理等の実施を禁じられたとき
 - (3)インフルエンザ等の感染症により、所属する学校又は団体において学年閉鎖等があったとき
 - (4)授業開始時間に遅刻することがあらかじめ分かっているとき
 - (5)授業終了後速やかに帰宅することが困難なとき
2. 授業を欠席した場合の振替授業については、理由の如何を問わず、授業を欠席した次月末営業日までを消化期限とし、その翌営業日以降は振替授業を受ける権利を失うものとする。なお、振替を希望する場合は、受講予定日の1週間前までに申請しなければならない。
3. 会員がBuzz Cooking Studioを休会する場合には、休会を希望する月の前月末営業日まで申請を行う。
4. 会員がBuzz Cooking Studioの退会を希望する場合は、退会を希望する月の前月末営業日まで申請することにより退会することができる。
5. 退会については、月会費など未納がある場合は退会月最終営業日まで完納しなければならない。
6. 退会月の会費は、月途中であっても全額支払わなければならない。

第9条 会員資格の停止および除名

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を一時停止または、除名することができる。

- (1)Buzz Cooking Studioの規約およびその他の諸規則などに反したとき
- (2)Buzz Cooking Studioから再三の注意があるにも拘わらず注意事項が改善されないとき
- (3)Buzz Cooking Studioに対する諸費用の支払いを3ヶ月以上滞納したとき
- (4)入会に際して虚偽の申告をしたとき
- (5)入会後に第5条各号に該当することが明らかになったとき
- (6)当施設利用中に意識喪失等を発症したとき
- (7)感染症等他人に伝染・感染等するおそれのある疾病に罹患したとき
- (8)会員または従業員に対するストーカー行為、セクシャルハラスメントおよび宗教活動、営業行為など目的に反する行為により秩序を乱し、または名誉・品位を著しく傷つけたとき。
- (9)ピアなどの配布、張り紙などの掲示、署名活動などの行為(インターネットなどの手段を用いて行うものを含む)により秩序を乱し、または名誉・品位を著しく傷つけたとき。
- (10)会員および従業員に対する暴力行為、暴言を発する、襲いかかろうとするなどの威嚇行為、ものを叩く、投げる、壊すなど他人が恐怖を感じる危険な行為、風説の流布による会員および従業員の名誉や信用の毀損があったとき。
- (11)理由の如何に関わらず、他の会員等の施設利用または円滑な運営を妨げたとき。または一定の回答を示したにも拘わらず、苦情や要求などを繰り返し会員としてふさわしくないと認定したとき。
- (12)Buzz Cooking Studioの施設を故意に破損したとき。
- (13)その他、Buzz Cooking Studioが会員として不相当であると判断したとき。

第10条 資格喪失

会員が次の各項のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

1. 退会
2. 法人解散
3. 除名
4. 死亡
5. 失踪宣言を受けたとき
6. 第15条に定めるBuzz Cooking Studioの閉鎖のとき

第11条 会員資格の譲渡

会員の資格は譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供するなどの行為もしくは相続その他包括継承はできない。

第12条 本規約および諸規則の遵守

会員は、本規約および諸規則(第19条)により改正されたものを含む)を遵守しなければならない。なお、Buzz Cooking Studioの施設を利用する際は、管理者およびその従業員の指示に従わなければならない。

第13条 施設の利用制限

Buzz Cooking Studioは行事その他必要と認める場合、一定の期間Buzz Cooking Studioの施設の全部または、一部の利用を制限することができる。

第14条 休日・休業

1. Buzz Cooking Studioの休日に関しては別に定める。また特別休業日を含めた休日をスケジュール表によって各会員に知らせる。但し、次の各号の理由により施設の全部または一部を休業することができる。

- (1)気象、災害、ウイルス感染症、その他止むを得ない理由により営業を行うことが妥当でないと認められたとき
- (2)従業員の欠勤等により会員が安全に施設を利用することが難しいとき
- (3)施設の点検、補修または改修をするとき
- (4)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ない理由が発生したとき
- (5)年末年始、夏季などの一定期間の休業、その他都合により休業を必要と認めるとき

2. 前項各号の理由による休業の場合、Buzz Cooking Studioは会員に対して、Buzz Cooking Studio施設内への公示やHPへの掲載、文書による通知、LINE等のSNSによる通知などにより通知を行う。

3. 本条による休日・休業については、原則として会員に対し諸費用の返還等を行わない。ただし、原則として振替授業については別途受け付けるものとする。

第15条 こと Buzz Cooking Studioの閉鎖

Buzz Cooking Studioは、止むを得ない事情による場合、相当の予告期間を置いたうえで、Buzz Cooking Studioを閉鎖できる。会員はこれに関して何等の異議も唱えず、また、如何なる種類の請求も行わない。

第16条 会員以外の施設利用

Buzz Cooking Studioは、特に必要と認められた場合、当規約に定める会員以外の者にBuzz Cooking Studioの施設を利用させることができる。会員はこれに関し、何等の異議も唱えず、また如何なる種類の請求も行わない。

第17条 賠償責任

1. 会員は自己の責任と危険負担において、Buzz Cooking Studioの施設を利用する。
2. Buzz Cooking Studioの施設利用中に発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、それがBuzz Cooking Studioの責に帰すべき理由による場合を除き、Buzz Cooking Studioは一切の責任を負わない。また、会員は自己の責に帰すべき原因により、Buzz Cooking Studioの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を負担しなければならない。
3. 会員は紹介した同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負担しなければならない。
4. 保護者の同意を得た未成年者の会員の責に帰すべき原因による損害が生じた場合、その損害について、保護者は連帯して賠償責任を負担しなければならない。
5. 施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブルが発生した場合、その損害の有無に拘わらず、Buzz Cooking Studioは賠償責任等を負わない。また、当該利用者はBuzz Cooking Studioに対し相手方との仲介等を求めてはならない。

第18条 通知

Buzz Cooking Studioから会員に対する通知はBuzz Cooking Studio施設内への公示やHP、SNS等に掲示する。但し、臨時郵便、電話、LINEなどにより通知する場合もある。

第19条 規約その他の改正

1. Buzz Cooking Studioの運営、管理の為に必要な具体的な事項は別に定める。尚、Buzz Cooking Studioは必要に応じて本規約およびその他の諸規則を改正することができる。またその効力は全ての会員に適用される。

2. 前項改定については、事前にBuzz Cooking Studio施設内への公示やHP、SNS等への掲示により、会員に対し告知する。

第20条 個人情報の取り扱い

1. Buzz Cooking Studioは、会員の本人確認、入会後の会員に対するBuzz Cooking Studioの案内および通知、Buzz Cooking Studio利用料金の請求などに利用する目的で、入会手続きの際に以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を保有する。

- (1)氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス
- (2)Buzz Cooking Studio利用に関して会員が使用する金融機関口座番号
- (3)その他Buzz Cooking Studio運営に伴う必要記載事項

2. Buzz Cooking Studioは個人情報情報を厳重に管理し、不正アクセス、紛失、誤用、漏洩に対する予防・是正措置および安全対策を講じる。

3. Buzz Cooking Studioが入会手続き時に知り得た個人情報はBuzz Cooking Studioの運営に必要な場合や、利用目的の達成に必要な範囲内において外部委託する場合、法令で定められた手続きがなされた場合を除き、会員本人の承諾がない限り、如何なる第三者に対しても開示しない。

4. 会員が個人情報の照会、訂正などを希望する場合限り、Buzz Cooking Studioは会員本人による手続きにより合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応する。

第21条 衛生管理及び食中毒に関して

1. Buzz Cooking Studioは、食材の管理及び調理環境の衛生維持に十分配慮し、食中毒の防止に努める。参加者は自己の体調管理及び講師の指示に従った衛生的な調理を行う。

2. 故意又は重大な過失によらない食中毒等の事故については、当教室は責任を負わない。

第22条 附則

本規約は2026年2月1日より施行する。

以上